

介護給付費の取下げ（過誤申立て）に係る Q&A

Q 1. 「介護給付費等取下依頼書」を電子申請による提出ではなく、郵送により提出してもよいか。

A. 郵送等、電子申請以外による申請は原則として受け付けておりません。

Q 2. 取り下げの期限はいつか。

A. 毎月 5 日（土日祝日含む。）が、過誤取下げの期限となります。
6 日以降に申請をいただいた場合は、翌月審査分での処理となります。

Q 3. オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）のログイン ID やパスワードを忘れてしまったが、どうすればよいか。

A. 対応方法については、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）ホームページ上の「[よくある質問](#)」を御確認ください。

Q 4. 先日、取下げの申請を行ったが、現在の処理状況を確認したい。

A. オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）にログインをしていただき、「マイページ」の「申請履歴一覧・検索」の画面から申請を確認することができます。詳細については、市ホームページの「利用マニュアル」の「3 申請後の確認」をご覧ください。

Q 5. オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）にログインして、先日行った取下げの申請状況を確認したところ、「手続きが完了しました」と表示されているが、国保連から「過誤決定通知」が届かないが、どうすればよいか。

A. 毎月 5 日（土日祝日含む。）が、過誤取下げの期限となり、取下げが完了した場合は、当月末に国保連から事業所に対して、「過誤決定通知」が送付されることとなりますので、5 日以降に取下げ依頼書を御提出いただいた場合は、翌月審査分での処理となりますので、今しばらくお待ちください。

なお、5 日以前に取下げを行っているにも関わらず、「過誤決定通知」が届かない場合につきましては、「介護給付費等取下依頼書」に記載した「事業所番号」や「被保険者番号」等に誤りがある可能性があります。

※入力シートに記載された「事業所番号」等に誤りがあっても、必要項目に漏れなく入力されている場合、本手続きの仕様上、電子申請システムの処理状況には、「手続きが完了しました」と表示されます。その後行われる内容審査において不備が確認され、取下げが行われなかった可能性があります。申請内容を確認しても、取下げが行われなかった理由が不明な場合につきましては、川崎市介護保険課（044-200-2687）までお問い合わせください。

Q 6. 先日、取下げの申請を行ったが、申請内容に誤りがあったので申請を取下げたい。手続き方法を教えてほしい。

A. オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）にログインをしていただき、「マイページ」の「申請履歴一覧・検索」の画面から申請を確認いただき、申請データの状況が「手続きが完了しました」以外であれば、却下していただくことが可能です。「手続きが完了しました」と表示されている場合には、申請を取り下げることはできません。

Q 7. 先日、取下げの申請を行ったが、追加で別の被保険者の取り下げ申請を行いたい。手続き方法を教えてほしい。

A. 同一の事業所から複数の取り下げ申請を行っていただくことができますので、「介護給費費等取下依頼書」に、追加で取り下げを行いたい対象者の情報（事業所番号、被保険者番号等）を記載して、追加で申請をしてください。

Q 8. 「介護給付費等取下依頼書」の申立理由は、「請求誤り」と「その他実績誤り」のどちらを選択すればよいか。

A. 請求コードや回数の誤り等、事業者側の都合により取下げを行う場合は「請求誤り」を選択してください。

負担割合が遡及して変更した場合等、請求当時はその請求内容が正しかったが、後から、事業者側以外による理由で取下げを行う場合は、「その他実績誤り」を選択してください。

Q 9. 過去に請求した介護給付費について、取り下げのべきか相談をしたい。

A. 川崎市介護保険課（044-200-2687）まで御連絡ください。